

平成30年

第3回市議会定例会 報告第4号

専決処分の報告について

平成30年6月1日函館市湯川町1丁目26番17号先路上で発生した交通事故による損害賠償の額を平成30年7月26日地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決したので報告する。

平成30年9月3日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

1 損害賠償の額

789,748円

2 損害賠償の相手方

函館市に在住する70歳代の男性